

受付番号第5号、質問議員10番、遠藤和秀。

件名「ポイ捨てと歩行喫煙の防止対策を」

当町では、平成15年4月「安全で安心な住みよいまちづくり条例」を制定している。この条例の目的は犯罪、交通事故等の未然防止により、町民が安全で安心して暮らせる住みよい生活環境の実現を図るためとしている。その中で、たばこの吸い殻、空き缶等は定義で定めているが、喫煙に関しては何ら触れられていない。神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から、県民を守るルールとして、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例を制定している。全国的に習慣的に喫煙をしている成人の割合は日本薬学会等のデータによると、30年前は約40%、現在喫煙をしている割合は17.8%である。自身の健康と受動喫煙を考えると、禁煙が望まれている。特に子どもや妊婦の方の健康を考えると、受動喫煙をなくすことが必要と思う。税収の観点から見て、昨年のたばこ税の歳入は約4,500万円で、町のたばこ税収入が若干減少することが懸念されると思う。しかし、町民の健康には変えられないと考える。最近、東山北駅前ロータリー周辺の路上を注意して見ると、いまだに吸い殻のポイ捨てが見受けられる。町の景観を損ねている。町内を安心して、子どもたちも含めて歩行できるように、節度ある喫煙を実行していっていきたいと思い、質問する。

1、駅、病院、公園、バス停、学校、保育園等特に子どもたちが集まる周辺は歩行喫煙を禁止するような項目を安全で安心な住みよいまちづくり条例に組み込むことはできないか。

2、ポイ捨てや歩行喫煙の禁止の看板を設置したらどうか。

以上です。

議 長 答弁願います。

町長。

町 長 それでは、遠藤和秀議員から、「ポイ捨て等歩行喫煙の防止対策を」についての御質問をいただきました。初めに、1点目の御質問の「駅、病院、公園、バス停、学校、保育園等、特に子どもたちが集まる周辺は歩行喫煙を禁止するような項目を安全で安心な住みよいまちづくり条例に取り込むことはできないか」についてであります。安全で安心な住みよいまちづくり条例

は犯罪、交通事故等の未然防止を図り、町民が安全で安心して暮らせることを目的に平成15年度に制定した条例であります。条例第8条におきまして、公共の場所等の環境保持について、町民等は公共の場所等でみだりに吸い殻、空き缶等をまたは調理くず等を投棄してはならないと定めており、ポイ捨て等を禁止する内容となっておりますが、御提案の歩行喫煙を禁止の項目に組み込むことにつきましては、本条例ではなく、健康増進法に基づく、受動喫煙防止対策の一つとして取り組んでいくべきものと認識しております。新たなルールづくりにつきましては、今後の状況等を見極めながら、喫煙の可否も含め、町内で検討していく必要があると思いますが、まずは御指摘の状況を踏まえ、町の対策といたしましては、町の広報紙やホームページ等による喫煙マナーやポイ捨て禁止等の普及啓発の徹底に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の御質問の「ポイ捨てや歩行喫煙の禁止看板設置をしたらどうか」についてであります。東山北駅前ロータリーは地域住民だけでなく、本町を訪れる方々の玄関口としての役割もあることから、清潔な景観を維持するため、環境美化に努める必要があります。ポイ捨てや歩行喫煙はモラルの低下やマナーの違反であり、自己中心的な思考等に起因するもので許される行為ではありません。先ほど御説明したとおり、今後東山北駅前ロータリーをはじめ、公共の場所における喫煙の可否について、町内で検討を進めてまいりますので、御提案の看板の設置についても周知すべき内容や設置場所等について、併せて検討してまいります。

議 長 10番、遠藤和秀議員。

10番 遠藤 ただいま答弁の中に、歩行喫煙を禁止の項目に取り組むことについては、本条例ではなく、健康増進法に基づく受動喫煙対策法の一つとして取り組んでいくものと認識していると、今答弁でありました。そうしましたら、健康増進法を含めた受動喫煙防止に関する新条例あたりをちょっと策定する考えはどのようにでしょうか。

議 長 町長。

町 長 当然、そういったようなことを今検討しておりますので、そういったようなものが必要であれば、そういうような方向へ進むのではないかというふう

に考えております。

議 長 10 番、遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 今前向きなお返事をいただきまして。既に神奈川県内で条例を制定している市が何市かあります。当町も素早く早めにそのような考えを進めていってはどうかなと思うのですが、よろしくをお願いします。

議 長 町長。

町 長 慎重にその辺については進めていきたいというふうに思っております。単に受動喫煙だけの問題であるのか、あるいは、またいろいろな問題が絡むのか、そういったことも必要だというふうに思っておりますので、そういった意味では、慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 今、慎重にということで答弁がありました。前向きに考えて早急をお願いしたいなと思います。もう一つ答弁の中で、町の広報紙やホームページ等による喫煙マナーやポイ捨て等の普及啓発の徹底に努めていきたいと考えていると、先ほどありました。これは、本当に条例をつくるのも簡単にはいかないと思いますので、この辺は、もう当面早急に取り組んでいただきたいなと思うんですが。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 今現在、ホームページのほうで環境課のほうでは、ごみの、要は不法投棄でしたりとか、あと先週、クリーンキャンペーン、酒匂川美化キャンペーン実施させていただきました。そういったところで、1,000人ぐらいの参加があって、約2トンのごみが回収された。これ今、既にホームページで載せさせていただいています。このような美化活動とか、そういったところも含めた中で、こういったポイ捨てのところについても、ホームページで広く周知していきたいと考えてございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 今グリーンキャンペーンで、2トンあったということで、私も参加して、自治会のためにやってきましたけど。今言われたとおり、本当に早急に町の景観を考えると、進めていってはどうかなと本当に思うんですけども。その辺、早急という形だと、どのくらいと言われるのかと言われても困るので

すけど。あと、条例をつくるのには、ちょっとお伺いしたいのですが、どのくらいの期間かかるのですか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 条例をつくる、素案をつくるについては、能力があればそんなにかからないと思います。ただ、議員が言われているのは、かなり町民に規制をかけるものなので、周知期間、それは決まっていないのですが、周知期間だけでも数か月から半年は必要じゃないかと思います。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 私はたばこをやめろとかと言っていることではないんです。例えば歩行喫煙とか、マナーですよ。その辺を徹底して、もう一度位置づけしていったらどうかということであって、決して喫煙者に対してやめろと、そういう意見ではありませんので。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。まず先ほど言った最初に条例をつくる、素案をつくる前には、かなり町民の人を巻き込んだ中で、考えていかないといけないと思います。ここだけで議論しただけではなくて、町のあちこちに出て行って、それぞれ意見を聞いていくとか、みんなを集めて意見を聞くとか、そういう手順もかなり日数的にはかかるというふうに考えています。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 理解しました。何度も言うんですけど、早急に進めてお願いしたいなと思います。あれが決まるまでと思ひまして、令和3年度の施政方針の中で、町内巡回バス事業として、新たに東山北駅前広場にバス停を設置するとありました。そうなりますと、当然バス、電車を待つ方が増えると思うんです。そこで、ちょっと当面応急措置的な灰皿設置というのはどうでしょうか。ポイ捨てで景観悪くなるより、その辺設置しては応急的にですよ、これ。分かります。応急的にどうかと。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、一つにはポイ捨てを禁止しているわけですから、何と言うんですか、灰皿あるのいいのか、悪いのかという議論もありますけど

も、現実に捨てる場所がなければ、路上に捨てるというようなこともあります。ですから、それは考え方の中で、できれば、そういったような目立たない灰皿とか、皆さんが捨てたくなるような、そこへ入れていただけるような、そういったものは考えていきたいというふうに思っております。

議 長 副町長。

副 町 長 応急的なんです、ただいまの議論ですと、例えばごみ箱がないから観光地にごみ箱置けと同じ議論になってしまいますので、慎重にそれをやっていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 理解しました。

次に、看板の設置について周知すべき内容や設置場所等について、検討していくと答弁書にありました。安全で安心な住みよいまちづくり条例の中の第3条「町の責務、安全で安心な住みよいまちづくりを実施するため、具体的な施策を計画し、その実施に積極的に努めるものとする」とあります。町の責務として、各町内に町独自の景観を損なわないような看板を設置するのはどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 何と言うんですか、答弁でも答えましたけども、あまり看板が山北を訪れた人に、いきなり禁煙というような、ちょっと避けたいなというふうに思いますけども。あまりそれほど景観を損なわないようなものであれば、一つは考えてもいいなというふうに思っています。

それと、通年やるのではなくて、やはり、例えば交通安全週間あるとか、火災予防運動であるとか、大体1週間ぐらいはやっておりますけれども。そういったものであれば、啓発活動としてやることは可能だろうというふうに思っておりますので、そういったことを考えていきたいというふうに思っております。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 昨日、昨夜、議員からちょっと連絡がありまして、二、三日前からのぼりが出ているよと。不法投棄ののぼりが出ているよということで。私まだ昨日の夜だったもので確認していないのですけど。その辺詳しい説明をちょっと

お願いします。

議 長 環境課長。

環 境 課 長

今、不法投棄禁止ということで、きれいな町にしようというのぼり旗が今現在、谷峨の駅周辺、それから山北駅の跨線橋の周辺、それと東山北駅前ロータリーです。それから、あと中川地域におきましては、不法投棄の頻繁にあるところののぼりを立ててございます。こちらは、昨年、不法投棄の対策ということで看板等を周知していくというお約束をさせていただきましたので、昨年度から実施させていただいております。時期でございますけれども、実は三保地域につきましては、ゴールデンウィークの行楽のときに、やはり非常に多く出るということですので、4月下旬から実施をしてございます。のぼり旗でございますけど、今現在20個ぐらいしかございませんので、順次これを2週間ぐらい掲示しましたら動かしていくということで、今月環境月間ということもございまして、町内のほう、山北の町内のほうにも、一応、移動してのぼり旗をつけているという状況でございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤

今お聞きすると、月間でやっている。不法投棄の旗があると。もしあれでしたら、同時にポイ捨での旗も看板ではなく、旗の考えはどうでしょうか。

議 長 環境課長。

環 境 課 長

御指摘のとおり、ポイ捨てとか、そういったものも見受けられるということもございますので、そういったところの旗も今後検討していかなければいけないなというふうに考えています。

また、先ほど町長からも御説明ございましたけども、何か禁止というような形ですと、なかなか町を訪れる方に対して、少しちょっとそういったところがやはり配慮、必要なのかなということで。こういう例えば、たばこですと、世界禁煙デーが5月30日ということでは言われていますので、こういったタイミングのときに、禁煙週間とか、そういったような内容等も含めた中で検討していければというふうに考えてございます。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤

今のあれ、私も大賛成しますので、ひとつその辺のあれを前向きによろし

く、旗、のぼりですか、の作成のほうを、ひとつお願いしたいなと思います。昨今、大野山、高松山、ハイカーが多数来町しています。狭いハイキングコースの中でもありますので、そういうのにも対して、ポイ捨てとかちょっとくどいようであるようだけど、週間的で、月間的でも構わないですから、そういうふうなあれをちょっとつけるようなハイキングコース等にもちょっとつけていただきたいかなと思うんですが、どうでしょう。

議 長 環境課長。

環 境 課 長 御提案のように、関係課とよく調整しながら検討していきたいというふうに思います。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 景観を崩さないように、その辺の一つ呼びかけということで、ぜひ進めていっていただきたいと思います。先ほどより、私、看板設置、看板設置と言っていますが、同時にちょっと少し見方を変えて、子どもたちにたばこは吸っている、している。本人はもとより、近くにいる人にも健康に悪影響であるということをしっかりと説明し、理解させ、小学校5、6年生あたりに図工の授業とか、夏休みの宿題等で歩行喫煙の禁止とか、吸い殻のポイ捨て禁止などのテーマをつけてポスターを書いてもらうことはどうか。子どもたちは健康に悪影響のたばこは健康に悪影響だという意識づけにもなると思います。そこで教育長、ポスターの提案はどう思うか、ちょっと伺いたい。

議 長 教育長。

教 育 長 ポスターの作成というような今話がありましたけども、学校に全国からポスター、作文、標語、依頼がすごい数来ます。それをまともにやっていたら大変なことになってしまう。教育委員会でその辺のところを精査してやっているんですけども、例えば文化財保護ポスターですとか、人権作文ですとか、よい歯の標語ですとか、そういったこれまで培ってきたもので学校に依頼して、夏休みの宿題ですとか、いろんな機会を投じて、必要最低限のところをやっております。

今の御提案ですけども、先日聞きましたら、小学校の6年生と中学2年生の保健の授業で学習することになっています。そういった中で、たばこというのは害があるんだということで、できるだけ吸わないのがいいんだという

ような指導をしているわけです。今話題になっているのが、ポイ捨てや歩行喫煙をやめましょうという、そういういわゆるモラル、あるいはマナーの問題でございまして、これを子どもたちが禁止を、これはやっては駄目だというような、そういうポスターを作ることが果たして必要なかどうか。子どもにとっていいのかどうか。そこのところはしっかり考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。これまでも、かつては、もう30年、40年ぐらい前になりますけども、学校の中には「廊下は走らない」「土足禁止」だとか、もう禁止事項ばかり掲示してあったんです。今はそういうことは一切ございません。きちっと子どもたち守られています。走る子どもというのはほとんどいません。それから、土足とその辺の区別がしっかりできている。そういったモラル、それからマナー、そういったものをしっかり指導していくことが大事でありますし、たばこについても同じではないかなというふうに思っています。

ですから、単に子どもたちに書かせて啓発しろと、書く場合には子どもたちが何のためにこれを書くんだと、意義だとか、目的だとか、これは、どういう関わりがあるのかとか、そこまでしっかりと指導した中でやっぱりやるべきものであるというふうに思っていますので、そこまで山北町が深刻なそんな状況なのかなというふうに思っていますし、そういったところは、もうちょっと違う方法で、この辺のところを啓発していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 私は何で子どもたちにポスターをと思ったのは、当然子どもたちの親も喫煙している方もいると思うんです。子どもたちがそういうものを書いているのを見たら、親も考えるんじゃないかなと、そういうふうな意味もあるし、あと子どもたちが町の掲示板とか、そういう公共施設等に掲示することによって、町の町民もたばこに対しての意識づけになるんじゃないかなと、そのように、ちょっと考えて質問しました。

議 長 教育長。

教 育 長 基本的には、前向きに、ポジティブに子どもたちにこういうふうにしませう。ですから、環境教育ですとか、健康教育とか、そういった中では必要



ではないかなというふうに思います。ですから、例えば2月、3月ですか、今年度の2月、3月ぐらいに、三保のダムの駐車場に三保の小学校の子どもたちが青年会と依頼があって、トイレのところに絵を描きました。ああいうふうな、あるいは自治会から要望があって、尺里の東名の下の通路のところ、あそこのところに、暗いところで落書きがいっぱいあったので、何とかしたいという要望があって、自治会から山中の美術部に依頼がありまして、絵を描いたと。それから、そこのところの落書きがほとんどないというような、そういうふうな、やっぱり子どもたちが参加する場合については、ポジティブに前向きな、そういうことで何が駄目だ、これは駄目だというようなものの対応というのはちょっとどうかなというふうに思っております。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 それでは、もし、またそういうチャンスがあったときには、ぜひその辺、しつこいようですが、よろしくお願いします。

それと最後に、町長にもどのように思うか、町長のほうにもちょっとお聞きしたいのですが、お願いします。

議 長 町長。

町 長 受動喫煙の防止については、前向きに考えていきたいというふうに思っております。

議 長 遠藤和秀議員。

10 番 遠 藤 終わります。